

厚生年金基金論

庭田 範秋

I 厚生年金基金の発展経緯

厚生年金基金なる制度を創設して、そこからの年金で労働者・勤労者・被用者の老後生活の保障を達成しようと考えられたのは、まさに戦後の早い時期であったとはされるものの、だからといって厚生年金基金の誕生・発展・強化・向上そのことの歴史は、さして長いとはいえないであろう。しかし時間の長短とは別に、戦後の日本経済が急速・過激な成長と混乱を経たのにつれて、厚生年金基金に期待し、課せられる使命も微妙に変化したのであった。制度創設当初では、基金の設立が200もあれば結構で所期の目的は達成されるといわれていたのが、今日（平成7年3月末）の段階では、その数は1800基金を上回り、加入員数は1200万人を超えたのであった。まだまだ基金数も加入員数も、その速度は落ちるかもしれないが、増え続けるであろうと予想される。まことにその発展・普及の順調たるや驚異的である。

もともと厚生年金基金の発足時は、労働者・労働組合員・被保険者側は、この制度の導入にすこぶる反対であった。「労務管理や生産性向上運動に利用される」がその最大の理由であった。もっとも当時は賃金も低く、日常生活にギリギリまたは少し上回る程度であったから、労働組合運動の初期的特徴としての“まず賃上げ、しかして労働時間の短縮、あとはこれらが達成されてから”にして、老後生活の経済的保障の達成は公的年金の向上・充実任せようの考え方ならびに姿勢でもあったのである。「退職金制度なら、退職時の賃金の

x 倍」の計算だから、年金制度の「退職時の賃金の $y\% \times$ 受給月数」との計算よりも、はるかに金額が賃金に直結的で直截的に算出されて、そのゆえに労務管理に直結利用されやすいのに、当時の組合関係者はそのことすら気づかないほど年金には迂闊・知識不足であったのである。

年金も“保険事故としての長寿、定年退職、退職そして賃金の断絶や減少、離職や高齢化による生活困窮などの発生を契機に、所定の方式で、所定の金額を、所定の期間に、年金給付とか年金保険金と呼びならわして支給する”との見地からすれば、実は年金は保険の一種・特種・亜種なのであって、しかも保険を定額保険と損害保険に分けた場合のこの損害保険に類するものとされるのである。手早く、簡潔に言えば、「損害保険とは損害填補の制度」なのであって、ここでの損害は長寿・平均余命延長を契機としての生活資金の不足や断絶なのであるから、これを填補するための年金制度はこれこそ生活保障的であって、労務管理の面は退職金制度よりは薄れるであろう。最終賃金の x 倍だけで金額が弾きだされる方式より、同じく最終賃金を基準にはするものの、それに生存月数・余命月数を掛算して決定される年金受給総額の方がはるかに生活保障的で、損害填補的で、非労務管理的ならびに非生産性向上運動性とされるであろう。しかるに初期の労働運動は厚生年金基金に反対した。

そこに高齢化社会現象がきた。それも有史以来、世界各国のどこにも例を見ないほどの速さと深刻さである。それに加えてこれまた古今東西に類を見ない飛躍的な経済成長の達成であって、国家も

政府も、企業も国民も挙って経済的自信に満ちていた。そこで企業年金とりわけ万事に有利な厚生年金基金の導入に積極的となった。長期な資金操作の制度でありながら、その前途に長期なるがゆえに生ずるかもしれない経済状況の変化や企業環境の変転、“山あり、谷あり”への心配と配慮はほとんどなされなかったのである。企業規模の拡大による年金掛金負担者・年金保険料拠出者の数的増大で、年金における世代間扶養にはほとんど危惧を感じることがなかった。さらに資金運用は概して順調で、稼ぎ上げられた金利は給付の引き上げに使われたり、福祉事業の拡大や強化にも用いられた。公的年金の財政もそれなりに順調であったから、まさに年金制度は“この世の春”に近かった。なかなか収入に対しての支出の、負担に対しての給付の大盤振る舞いの様相があった。しかし年金に関する専門家や有識者の間には、将来は悪くすると年金制度をめぐって財政困窮の恐れありとは囁かれだしてはいた。

そこにバブル経済の沸騰と弾け、経済崩壊にも擬せられる長期深刻な経済不況。円高、発展途上国の追い上げ、アメリカを筆頭とする経済圧力、それに加えて国内的な低金利、土地安と株安、税金や社会保障費用の重圧、産業・企業の国外逃避による空洞化、消費諸財の購入一巡化による消費低迷、数え上げればきりが無い。それでいて依然として人口構成の高齢化は続き、高齢化社会→高齢社会→超高齢社会へと確実に歩み続けている。公的であると、半公半私であると、私的であると、一切の年金制度は財政的苦境下にある。そこに追い打ちをかけるごとく高齢痴呆や寝たきりへの介護問題の登場であった。あれやこれやで、税金と社会保障料の合計で、いずれ国民所得の50%は消え去ってしまうとの試算が随所でなされている。国民間に漂う倦怠感、潜在的不満感、政治と行政への不信感、社会的道徳観の凋落、各種現象が発生して、「年金どころではない」の企業（企業年金をめぐって）、「年金でいずれ損をする」の後代世代（公的年金において）、「うまく言いくるめられて騙されてしまう」の国民感情（私的年金・個人年金のところで）、まさに年金のマイナス面、悪い

状況をめぐっての百家争鳴である。

しかしこれらの年金に対する反応はあまりに短期的視点での底の浅さではなかろうか。とにかく一応はどの年金についても数理計算が底になされていて、それは厳正厳格そのものとはなされないまでも、だからといって全面適当浮薄そのものでもあるまい。公的なそれには数年ごとに財政再検討もなされて、改正が施されている。そう急には崩壊などの最終結果にはいたるまい。現在の団塊の世代は、結論的には現在の高齢者よりもいい生活をし、そしていい老後を迎えるであろう。それが“歴史の進路”“時代の進歩”というものである。生産性が上がる→賃金が上がる→今の生活がよくなる→老後の生活もよくなる（たとえ合計特殊出生率が落ちて、働く人口が減っても、また高齢者の層が厚くなっても）。若者が年金で得をする部分は減って薄くなっても、なお現在の年金受給者よりは上等な、豊かな生活が待っているであろう。時（平成8年）あたかも、日本経済の景気は緩やかながら上向きつつあるとのことである。国家が滅亡したり、再起不能の状態に落ち込むというのなら別だが、そうでない限り“永遠の不況”“無窮の低迷”などを想定するのは、心配のしすぎである。長期の制度の年金をめぐって、あまりに短期的に騒ぎ立てるのは、かえって傷を深くするものである。とはいえ、とにかく各年金とも生き残らなければならぬ。そのためには現在只今、問題点の究明と改善努力は必死かつ不断に展開されなければならない。

〈年金危機を生ずる諸項目〉

- (1) 年金受給者増 結局は平均寿命と平均余命の延長による受給者層の肥大。
- (2) 被保険者数の減少 出生率の低下による就労・現役勤労者数の減少。いわゆる若者の数の減少なる現象であるが、そこには若者のその国や地域または職域からの流出も考えられる。
- (3) 年金資金・資産の運用益の低下 資産運用の低迷とか資金運用の低調とかであるが、このことはただ単に経済不況からもたらされるだけでなく、運用ミス・失敗からも生じてくることを十分

知っておくべきである。

(4) 大盤振る舞い 主として政治家や行政担当者が選挙の票集めや人気取りのために、年金の水準を大幅に引き上げたり、受給範囲を拡大したり、の行為から生ずる。企業関連のそこでは、経営者や労務担当部署の好評博しの手段として年金強化が図られる。

(5) 突発事故 経済崩壊による金利低下、大災害の発生による資金の投資運用先の壊滅。企業にかかわる年金の場合には、本体企業の倒産や経営超苦境など。戦争勃発、大恐慌の再来。海外投融資市場の崩壊、為替相場の大変動。そしてなんらかの事情による超大型インフレ。

(6) リスクの変化 年金計算に際しては、“基礎率”なるものを事前に推測・推計して、年金負担と給付のバランスをとるべく数理技術を発揮するのであるが、おおかたは基礎率は保険者の有利になるよう、社会的許容範囲内で組み込まれている。しかるがゆえに後日保険者有利（過剰有利）を修正すべく契約者配当・特別配当などが実施される運びとなるのである。しかるに、たとえば高齢化があまりに急速であったり（今の日本の事例、長寿ブーム）、年金受給者の数が一挙に異常に増えすぎたり（国鉄年金危機説で退職者が急増が事例）、過激すぎるインフレであったり、人件費・物件費等の諸経費が異常に高騰したり（オイルショックが事例）、超異常低金利であったり（ほとんど金融恐慌）して、リスクの変化が異常（常識的で数理計算に乗せられる域を超えて）な場合には、年金財政は危機的となる。もとよりある種の圧力で数理計算が故意に歪められていた場合などは、言語道断である。

(7) 年金運営の不手際・失敗 それぞれの年金団体において、その運営に携わる保険者・運営事務局の運営手腕が問われるところである。世上ではこの手腕というとはほとんど、すぐさま資金運用手腕をのみ思い起こすが、たとえば年金保険料徴収手腕、年金給付支給厳正手腕（しばしばこれを欠くと審査会の議案多発の事態を招く）なども、同時に問われるところである。

(8) 年金数理の計算違い このような事態は絶

対に起きないと思われるが、なにせ社会経済・国民経済の変転常ならざるところ、リスクの把握や事故の認知で難渋をきたしたりして、場合によっては年金財政に影響もでよう。今後考えられるこの問題としては、女性の本格的な社会進出・長期的就労がいかにかに年金給付に結びつくか、労働力の国際間流動と年金の国際通算などの諸数字の把握と計算がどこまで正確に遂行できるかなどが問われよう。

II 厚生年金基金の機能

公的であれ、私的であれ、そして半公半私のものであれ、いずれすべての年金についていえることは、その本来的・本源的・本質的機能は老後生活の経済的保障の達成であることは論をまたないであろう。そして厚生年金基金にあっても、およそこの問題は結局は年金水準のところに集約して現れてこよう。

①厚生年金基金年金の水準の最低目標は、特別法人税の課せられない範囲内で、ギリギリの上限、つまり例の“2.7倍”。老齢厚生年金部分＝代行部分の2.7倍まではありたいものである。

②厚生年金給付（本体）と厚生年金基金給付の合算されたもののあり方をめぐって。

(1)退職前賃金相当。ただし退職前所得年額となると、そこにはボーナス（夏冬の2回）が含まれるから、これに対しては下回ること確実。別の表現をとれば両給付の合計の12ヵ月分が平均標準報酬月額額の12倍。ちなみに厚生年金本体給付は平均標準報酬月額額の69%～68%～67%程度に設定され、ボーナスは年額3ヵ月～6ヵ月ぐらいであろう。

(2)厚生年金と厚生年金基金と任意に購入する個人年金とで退職時賃金水準。退職時直近賃金と同程度の額。このことをふまえて厚生年金と厚生年金基金の給付額合計は、かれこれ退職時直近賃金の70%程度ということになろうか。

退職時直近年収＝生涯平均年収×1.5

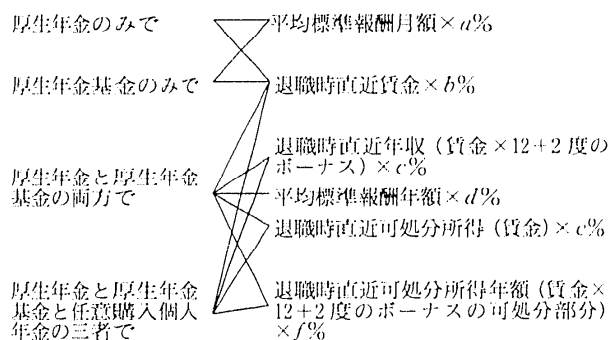
退職時直近可処分所得年額（可処分年額）

×50%～55%＝厚生年金給付年額

③厚生年金給付と厚生年金基金給付の合計で退職時直近所得の70%程度。

④厚生年金給付と厚生年金基金給付の合計が退職時直近の可処分所得または可処分賃金。

各種各様の年金額・年金水準が案出されるが、考え方の整理として、①厚生年金基金だけではどこまで給付するか。②厚生年金と厚生年金基金とで退職時直近の賃金のどこまで給付するか。③平均標準報酬月額額のどこまで給付するか。④退職時直近の所得年額のどこまで給付するか(賃金 $\times 12$ +年2度のボーナス)。⑤平均標準報酬年額のどこまで給付するか。⑥厚生年金給付と厚生年金基金給付と任意購入個人年金給付の合計で退職時直近の賃金のどこまで給付するか。⑦その12倍が退職時直近年収のどこまで給付するか。⑧三者の合計が可処分所得年額(可処分賃金+可処分ボーナス)のどこまで。⑨三者の合計が可処分賃金の合計のどこまで。



厚生年金基金を考える場合、そこからの年金額・給付額の視角からすると被保険者の生活保障水準ということになるが、別の視角すなわち保険者・事業主の側からすると別の問題が提起されてくる。まず労務管理機能と財務管理機能とであるが、従来の労働経済学や社会政策学などの立場からの研究者によると、厚生年金基金が労務管理の手段に活用されることの可否論として論じられたことは既述のごとくであるが、概して公的年金そのものが所得再分配的要素を多分に含み、これが社会全体の福祉希求・要求・追求の風潮に乗りつつ、強められることはあっても弱められることのない昨今、その対称的・対極的・対局的論理とし

ての資本主義的自由主義、すなわち「よく働く者はよく社会の進歩に貢献し、よく貢献する者はよき報酬を得て、よき報酬を受ける者はよき生活を手にし、よき生活を過ごせる者はよき年金を受けん、よき年金を給せられる者はよき老後を約束されん」となって、だからこそ各人は勤労意欲を燃やし、そこに活性化が生じて、そして社会全体が進歩向上するのである、となる。厚生年金基金は公的年金の保障機能・救済機能・扶助機能・扶養機能すなわち所得再分配機能の強調に対し、生産意欲刺激的にして生産性向上促進的、すなわち労務管理的機能をより強調されなければならない。ここをつづめて具体的にいうと、“+α, プラス・アルファ”重視・強化の年金としてのあり方を示すべきであろう。

これは生活保障機能とも強くかかわるところであるが、社会保障年金の補足・補完、代行・代替機能も問われてくるであろう。と同時に実は任意購入の個人年金の代替・代行、補完・補足の機能をも遂行するところがある。社会保障年金の行き詰まりの打開策としてのあり方に加えて、個人年金に代わるもの、個人年金をより高度化そして合理化したもの、個人年金を凌ぐものとしてのあり方・機能発揮が追求される。

〈社会保障年金——企業年金(自社年金——適格年金——厚生年金基金年金)——個人年金〉

同じく生活保障機能とも同時平行・併行的に検討されるものとして、厚生年金の“上積み機能”か“つなぎ機能”かが早々と登場した。つなぎ機能をより重視すれば、そこには厚生年金の支給開始年齢65歳引き上げへの対応策的性格が強く見いだせて、まさに公的年金の補完が現れている。しかるに上積み機能となると、これは生活保障機能の補足の色彩が濃厚である。しかして上積み機能ならば、なにも給付水準をめぐってに終始する必要はなく、たとえば遺児年金・遺族年金・障害年金の各給付の実施もありうるし、なによりも厚生年金基金年金のインフレ・スライドが重要課題となってこよう。これなくしては厚生年金の十分なる上積み機能は発揮できないからである。手法

としては、④そのつど見直し＝アド・ホック改定→後代負担。⑤逡増方式＝エスカレーション→積立方式財政内処理。⑥スライド制（賃金ならびに消費者物価に合わせての）＝インデクセーション→後代負担。

物価スライド——退職後の生活保障強化

賃金スライド——在職中企業貢献度・企業業績の一種の表明

このように考えてくると厚生年金基金年金を含める企業年金に際し、後代負担がまことに大きな位置を占め、そして社会経済の成長のなかでの企業成長力、資金運用益、年金の重要性を認識しての国家・政府のところでの税制優遇、最後に労働者拠出（賃金から年金への一形式をなす）などの必要性が強調されるであろう。厚生年金基金の機能を2つの側面で捉え、保障機能と金融機能とするのである。そこには良くも悪しくも年金における資金運用活動の重要性がクローズアップされている。金融機能となれば、退職金原資の平準化、その社外保全と有利・高率運用、そして財テク機能や節税機能までも含まれてくる。かくして金融機能とは財務管理機能と呼び換えることができる。そうすると保障機能は労務管理機能と置き換えも可能である。優秀労働力の導入ならびに高齢労働力の円満退職。労働者当人のみならずその家族も含めての忠誠心涵養・高次元労務管理。

保障機能≡労務管理機能→生活設計協力効果

金融機能≡財務管理機能→企業発展・安定化効果

厚生年金基金は、各種企業年金のなかで別途の機能をも果たすであろう。それは労使・資参加の運用組織で、年金における民主化の範となる。事実は必ずしもしかく単純ではないが、労組代表代議員には代議員会での発言の機会はある。逆に理事・理事会そして企業本体は労働者代表の経営参加の実施で、基金運用責任の一部を労働組合・労働者・従業員・被用者に転嫁させることも可能である。このようなことの繰り返しのなかで、企業内民主化は少しずつ進んでいく。

厚生年金基金は、連合会を組織して全国的連携をなす。これは同時に年金のポータブル化を達成

するであろう。これからの社会では労働力の企業間移動（大きくは国際間移動）も活発化するであろう。このことに即応するための厚生年金基金年金の“持ち歩き”方式であり、また持ち歩けるからこそその企業間移動の活発化なのである。活発化することは、各種事業とその経営の消長常ならず、興廃の激しきおりから、どうしても欠かせない措置の展開であり、また人々の価値観の多様化の進むなかでの職業・職種・職域の選択と変更が激しくなるのを思うなら、企業年金はまさに厚生年金基金をもって中核とすべきであり、これに徐々に収斂していくべきであろう。

厚生年金基金は、事業主にとっていかなるメリットがあろうか。どのような機能を発揮するのだろうか。ここに整理してみるべきである。それはおおかた次のごとし。

(1) 労務管理機能

①優秀・若年・技術労働力の導入＝若者向け魅力ある職場作り（高賃金だけでは優秀な若手人材は集まらない）。

②労働者・勤労者・従業員・被用者の忠誠心の涵養と生産能率のアップ。

(2) 財務管理機能

①退職金の平準化による合理化。

②税制優遇で経費節減、事業主の実質的税負担の軽減。

(3) 企業のイメージアップ

それでは従業員に対してはどのようなメリットがあろうか。

(1) 老後生活の維持・安定（とりわけ終身年金で）。

(2) 安全・確実な年金（退職金よりも一層の確実性）。

(3) 多くの場合、企業福祉の充実（資金の福祉運用で）。

(4) 基金の運営に労働者代表参加で労使一体運営、これを通じて民主化路線。

続いて産業界、さらには社会経済全体に対してはどのようなメリットが生じようか。

(1) 厚生年金基金導入の企業イメージのアップと連合設立・総合設立の場合における業界結束

の強化。

- (2)業界単位での福祉事業の創立・拡充・合理化。
- (3)厚生年金基金のところで民間資金の形成・掌握，これをもって大きな政府のあり方にひとつの掣肘を加えうる。さらに公的年金の合理化努力の下支えをする（たとえば65歳問題の実施を容易にする）。
- (4)国民生活，とりわけ被用者生活をめぐり，その生涯を通じての生活設計を容易にし，各ライフステージ間での生活平準化を図り，もって国民の生活厚生を大ならしめる（ピグーの厚生経済学志向の実践の一環）。
- (5)社会生活の維持・安定を通じて，社会平和・労使協調などを実現する（高次元労務管理と性格づけられる）。

Ⅲ 厚生年金基金の問題点

当今のマスコミが軽々に年金危機，とりわけ厚生年金基金年金の危機を指摘するならまだしも，その破産・倒産そして崩壊の可能性を喧伝したり，力説するにいたっては，いかにもゆき過ぎの感がある。それをするならば現在の経済情勢・年金環境の正確なる（できるだけ）分析，ここまで落ち込み悪化した経緯を調べ，さてそれをふまえて現状がどの程度の危機なのかを明白にすることが当面・緊急の要事たるべきである。いささか奇異な譬えに流れて恐縮だが，「始めに言葉ありき」で，繰り返し繰り返し，多数の者が共鳴的に述べ続けているうちに（百家争鳴），事態の方がそれに引かれて傾いていき，ついには現実そのものがその“言葉”に合わさってしまう結果がでる。もとより危険や危機の存在を正しく暴きだして，明らかに指摘しつつ警鐘を鳴らすのはなににも増して価値ある行為であり，マスコミやタレントのこの上ない使命ではあるが，“ブームに乗ったり”“世論を煽ったり”“奇言を弄したり”そして“紛糾・混乱あるいは失望・虚脱をもたらす”などとなつては，これまた一大事である（世上これをマインド・コントロールと呼ぶ）。情報のさしてゆき渡らない時代の声の大きさと，情報化時代といわれる情報氾

濫のそこでの声の大きさとはおのずから異なり，質もなんらかの相違があり，訴えの方途にも違いがあつてしかるべしとなろう。年金崩壊論は読んで，聞いて面白くはあつたが，その内容たるや雑であり，その効用たるや決して大きくも，正しくもなかったように思えてならない。少なくとも学者・学術研究者のとるべき姿勢ではないのではなか

さて厚生年金基金の問題点は，ここにいたって続出している。その主だったものだけでもなかなか迫力があり，本気で，誠心誠意取り組むべき必要がある。そこでの問題点・課題たるやおよそ次のごとし。

(1) 代行部分返上論 代行部分を厚生年金基金が返上すればほとんど適格年金と変わるところがなくなってしまう。つまり基金設立の意味は薄れてしまう。たしかに代行部分を取り込むことで付加保険料部分がダブったりして，余分な出費・ロスが生ずる上に，なにかと行政当局よりの規制・統制，監視・監督が存在したり，強まったりはして，基金運営の活性化，年金設計の自由化は阻害されるかもしれない。しかしもともと保険・年金などという制度は公的干渉・関与の強く存在するもので，代行部分を返上してもどれだけ締めつけが楽になり，自由性が強まるかというと，はなはだ疑問である。それよりも代行部分を抱え込んでいることで基金年金の信用力が増し，また基金の急速な発展普及に好影響を及ぼしたかは，予想以上であつたろう。急激な高齢化テンポに遅れない速度で基金が伸び続けえたことの一因は，間違いなしに代行部分の内在による基金信用力の強化であつたろう。

別に資金の民間確保にも代行部分内包は役立った。代行部分返上の暁には，それに見合う積立金は完全に公的掌握に落ちてしまうから，好むと好まざるとにかかわらず，資金量の民間確保は後退する。またまたそれだけ“大きな政府”の出現である。大きな政府は実感として，実際に「もう結構」であろう。上手で，立派で，頭のいい大きな政府よりも，勉強途上で，試行錯誤的で，平凡な頭脳なるも（本当にそうだとは思えないのだが）

衆知を合わせて事を遂行する方が、多くの場合、結局は好成績であったのである。第一、一方で基金の資金・積立金の自主・自家運用を力説しながら、その資金量の一部を代行返上で欠け落として運用・金融活動における“規模の利益”をみずから捨て去るのは、いかにも矛盾した主張・要望ではないか。「大きなお金は大きな力」であり、同時に「政府のお金運用力には疑問（あまりに政策性がすぎたり、もともと誇り高い日本の政府機関に“生き馬の目を抜く”ようなアングロサクソンまたはユダヤ人の特技たる金融活動は無理）」。本来基金が代行部分を含んでいることで半公半私の“政策年金”の信用力・保証性・政府後援等々の特色・有利性を公然とか暗黙にかでもちうるであろう。

(2) 適年ベスト・最上論 代行部分返上論は、ほとんどそのまま適年ベスト・最上論となろう。なにしろ規制はそれなりに緩まり、設立と運用の自由化は促進される。それがそのまま年金の活性化につながると巷間では一応、自然に考えつかれている。たしかに基金のところでの行政規制や監視は煩雑すぎてはいる。しかしここで忘れてはならないのは適年の実態である。①終身年金でないこと、②ほとんどが一時金で受け取られていること、③次から次へと適年が設立されながら、それと相似たテンポで次から次へと消え去っていること、④ポータブル・ペンションでないこと。かりにポータブル・ペンションの道が適年に開けたとしたら、優秀・若年・技術労働力の引き抜き合戦が熾烈化して、中小・零細企業側が必ず大きな痛手を蒙るであろう。中退金制度をいずれは企業年金に誘導しなければならない現在、〈中小企業退職金共済制度→適格退職年金→厚生年金基金年金〉との段階的歩みが妥当と考えられるが、この際、概して中以上大企業のところでの厚生年金基金年金を適格退職年金に代行部分返上で引き降ろしてしまい、すべて込みで企業年金を一様化することが、現実的判断からして妥当とされるかいは、いささか疑問が残るところであろう。〈中小企業のところでの退職金制度→大規模的な厚生年金基金年金〉このコースを一気に歩むのはなかなか無

理。〈中小企業のところでの退職金制度→自社年金を設立しながら適格退職年金にもっていく〉このコースは順をふんでいて妥当とされる。〈厚生年金基金年金を代行部分返上で適格退職年金化する→これと中小企業退職金共済制度の適格退職年金化したのとを統一的・類似的・同一規格的に取り扱う〉このコースは具体的に歩まれた場合には多くの矛盾点・混乱部分・相互齟齬を生ずる危険性がある（たとえば支払保証制度などが円滑に組めるだろうか、ポータブル年金化は可能だろうか、連合会は利害対立の深刻化なく運営されえようか等々）。

(3) 規制緩和問題 規制緩和には大別して2つの内容が考えられる。ひとつは設立規準の緩和であり、これだと当面の狙いとして適格退職年金の厚生年金基金年金への誘導であろう。この規制緩和と並んで同時平行・併行的に基金の倒産・破産の防止策が必要となる。そうすると別の倒産防止にかかわる規制が誕生したり、強化されることにならないか。とかく在来の規制をはずすことには慎重性と先見性が欠かせなく、いわゆる根回しや事後処理措置などの準備が必要とされよう。

厚生年金基金の運用規制の緩和は、今や国民的大合唱のなかにある。しかしバブル経済の崩壊と長期不況・景気低迷そして有史以来・古今東西に類例を見ないとされる低金利時代でのこの規制緩和は、まことに時期が悪く、結構危険性が高い。世上でのこれらの点に関する論理として、①運用規制があまりに厳しすぎたから思うように金利が稼げず、金融的体力の強化が達成されないままにこの不況・苦況に陥ってしまった。もう少し自由性があつたならば、金融活動の活性化が行いえて、資金的余裕も形成されていたものを……。②まだ基金が資金運用の経験浅く、金融知識と運用体制の不十分なおりから、政府が資金運用の活動の一部・相当部分を代行していたのであって、これあるがゆえにバブル経済の崩壊の被害はこの程度ですんだのである。運用規制の緩和がより徹底していたなら、被害はまだ大きく生じたであろう。「とんでもない、運用規制の内容と指導方針、具体的な運用規制の諸数字が示されていたから、そこま

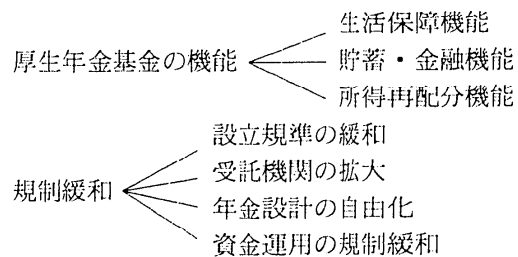
では公的安全圏の認定と思考して、つつい独自の判断をさし控えて、独自の運用活動を消極化させたがゆえの“目一杯の被害発生・損失打撃”となってしまったのである」と。いずれにしろこれからは、やはり運用規制の緩和は進行してとどまらないであろうから、基金の役職員・運営担当者は“金融論・金融学”の勉強・研究が必要となる。〈資金運用の規制緩和→自主的判断と選択の強化→自主・自家運用の範囲拡大〉であって、実に将来に向けての金融経験の蓄積・金融学理の体得こそ当面の収穫となろう。他人任せの運用時代は終わるのである。

(4) 支払保証制度の機能と性格 現行の厚生年金基金をめぐる支払保証制度(事業)は、一応は共済事業として性格づけられる。それだとそこには強大富基金と弱小貧基金との間での資金融通・所得再配分の要素が含まれて、制度としての収支相等の原則が前面に押しだされてくる。しかしして活動範囲や規模は狭まるであろう。これをより十分に機能発揮(解散基金の援助・救済、痛手軽減ならびに指導強化)させるために、支払保証制度そのものを拡大・強化していく必要を認め、それにはよりふみ込んだ保険化措置が必要であろうとなり、そうなると給付・反対給付均等の原理の一層の励行に流れていく。そこでは弱体基金・中小零細基金・不況企業基金などはとても保証料が支払いえなくなってしまう。だからといって健全基金・大基金・好況企業基金といえども、あまりに大きな負担には耐え難く、背んじないであろうから、この2つの要望・立場の妥協点の発見が今後の課題となる。やはり共済制度的相互扶助、資金融通的所得再配分の手法、すなわち再保険的要素と保険プール(組合的再保険、利害・運命共同体、共同計算的危険平均と融合の組織、連帯責任的複合体)的要素をもったひとつの公的特殊性との道を選択するのではなかろうか。

IV 厚生年金基金の進路

厚生年金基金の内部に制度としてのそれみずからの問題点が発生しつつあるなかで、さらに時代

の変化と経済の変転の影響を受けての問題点もたらされてきた。これら問題点を克服し、またふまえてより新しい進路を検討・模索しつつあるのが現状であろう。いずれも厚生年金基金の老後生活の経済的保障なる本質・使命までも変えるものではないが、制度の内容や仕組みにそれなりの変化をもたらすことは確かである。ここでもう一度まず制度自体の機能を再確認しつつ、公的な規制(もっとも強くあり方を指定してくる)の緩和による影響をも考慮しておくべきであろう。



(1) 運用利回りの上がり下がりにつれて、受託機関の手数料の上がり下がりがあってよい。生命保険業界・企業に在来・長期間暗黙(または公然と)存在していた保証金利(5.5)を一方的に引き下げるだけでは、相手方たる基金に対して“対等・平等を欠く”ことになるだろう。

(2) 給付建年金にするか、掛金建年金にするかが問われている。給付建の方が被保険者には有利・安心で、生活設計がたてやすい。その代わり企業にとっては景気の状態や金利の動向などで落ち込んだとき、年金が大きな負担となってくる危険がある。厚生年金基金といえども(退職金原資の社外保全)、結局は本体企業の繁栄あつての強化・向上・存続であろうから。また“退職金から年金へ”の発展経緯をそのまま認めるならば、そこは退職金原資の利用・活用による年金制度設立となって、当然掛金建たるべきはずである。掛金建だと赤字発生に際し、すばやく対応がなされやすい。

(3) 厚生年金基金年金の本質を“生活保障説”で捉えるならば、当然、給付建年金であるべきである。“賃金後払説”をとれば、掛金建年金に近くなる。なお諸般の事情で年金給付が制限されたり、抑制されたり、引き下げられたりしたときは、賃

金の引き下げと同じことと理解されてこよう。どうも賃金後払説は無理のように思われる。ちなみに年金の本質論には生活保障説、賃金後払説、功労褒賞説とあり、それぞれに一長一短が認められる。

(4) 適年最上論は、世上で魅力ある発想として評価されている。設計の自由性、行政の運営干涉のある程度の排除、なによりも掛金建設のとりやすいこと、そして景気動向や金融状況などに応じた水準引き下げ努力の展開しやすいことなどが主張される。しかしこの年金制度は事業主によって導入、そして最終的には運営・あり方が左右されるから、事業主は労務管理の一手段として活用を試みる。現在、この制度に厚生年金基金が返ることは、かつて労組が企業年金・厚生年金基金の導入に際し反対してやまなかった“年金による労務管理の強化”に逆もどりしてしまうのではないか。

(5) 簿価主義と時価主義が、最近、掛金率算定に用いる年金資産の評価方式をめぐる提示され、簿価主義を改めることが求められだした。するとここに時価主義（実勢評価方式）の導入で、これにより厚生年金基金の財政悪化が明確になりやすく、ただし簿価主義だと“含み益・含み資産”が作りやすい。そのことは“含み損”が隠蔽しやすい。いうなれば簿価とは取得時価格ということである。

(6) 掛金・年金保険料の一部を労働者が拠出する方式の導入・拡充・強化があってもよいのではないか。これによって年金水準の引き上げを達成したり、年金財政の悪化を防止したりするのみならず、厚生年金基金制度を労働者・勤労者・従業員・被用者そして被保険者のみずからの制度たらしめ、確実に、より強く権利としての年金受給と意識づけることができる。

(7) 公的年金の一元化方向が決まり、それが歩みだされると、JR年金・JT年金・NTT年金が揃って厚生年金に駆け込んでくる。そこで問題になるのがこれら共済年金における三階部分・職域部分がどうなるかである。共済年金のところでは、この部分の被保険者保険料拠出があるわけであり、同時にインフレ・スライド給付なのである。さてかりにNTT年金が厚生年金に合併・合体され

ながら、同時にNTT厚生年金基金を設立したとしたら（この可能性はきわめて強い）、それに向けての被保険者保険料拠出とインフレ・スライド給付はどのように処理・処遇されるのであろうか。

(8) 厚生年金基金制度をめぐる複数免除料率の導入で、すでに高齢化した基金はそのまま維持存続しやすく、新たに高齢化企業の基金呼び込みもしやすくなる。と同時に、若年者や女性多使用企業のところでの厚生年金基金は、若干ながら保険料率が高まってこよう。このことは年金における負担の公平性推進を意味しはするが、公的年金としてのあり方はさらに薄まり、一段と私的年金性を強めてくる。公的年金一元化の流れに逆行するとも……。しかしスーツ（厚生年金）が一色・一型化（給付と負担の公平・平等化）するのだからせめてネクタイ（厚生年金基金）だけでも多様化（複数免除料率・個別免除料率もそれ）したいとも……。

(9) 厚生年金基金の現下の財政悪化の乗り切り策としては、年金給付と同時に実行している福祉事業の縮小・廃止などの措置をもって、いく分なりとも財政負担軽減に対処しようという提案がある。“トカゲの尻尾切り”と世間で呼ぶ手法の利用である。行政当局の要請・指導によって、少々無理でも始めた福祉諸事業ではあるのだが、これは現在福祉（年金受給は将来福祉）の遂行・実践として、とにかく若年層の目と好意を年金に多少とも向けさせたことは確かであろう。そしてここまで育てるには経験を積み資金を投入し、時間をかけたことは事実である。それを今急に整理統合または切り捨てよといわれても、乱暴にすぎ、冷酷に極まり、短絡に走りすぎるのではなかろうか。そしていかなる改善・改革の措置といえども、それが従来路線の変更となるならば、それ相当の摩擦熱は生じよう。ただでさえ年金不信感の強い若年層・団塊世代にどのように受け取られようか。意外と傷は深くでるのではなかろうか。

(10) 公的年金（その代表は国民年金・厚生年金・各種共済年金）の財政悪化を理由とするこれ以上の発展・向上、拡充・強化が期待しえない以上、私的年金（厚生年金基金年金もそのうちに含

めつつ個人年金万般)による補充・補足,補完・代替が求められだしてきた。しかしこれはうち見たところ“ご都合主義”と思われがちである。さしたる個人年金・個人年金保険そして保険そのものの勉強も研究もないままに,やすやすと民間の保険事業・保険業界・保険企業を利用・活用できるとは思えないのである。福祉性とか公共性とかを標榜してはいるものの,まさか保険もそれほど“甘い”ものでなく,単純な制度や仕組みでもないであろう。むしろそれは当然のことで,そうあることはまさに正しい。よっていとも気安く「個人年金による公的年金の穴埋め,充足」をいうものは,一応その人物の社会的立場と思想構造を疑ってかかってよい。保険の諺に曰く,「保険をもっとも必要とし,それに頼る者・階層は,実は所得の低さからして,これを購入・利用のもっとも困難な立場にある」。物的・財的の損害保険とは相違し,人保険・生命保険では,「その職種・業種そして職域・職業をめぐるリスクの大小が必ずしも収入・所得・賃金の高低とは直結しない」。危険が大だから賃金が高いとは,少なくとも従来はなりきっていなかった。賃金が高くなければ,保険料を十分に拠出することは不可能である。そこで個人保険以外に社会保険が国家・政府の力によって誕生せしめられたのであった。生命保険や生命年金の歴史は,概して上流階級・富裕階級をめぐるものであった。近時,急速にこれを改善して,中流階級・中間階級・中産階級ならびにそれ以下でも生命保険・年金保険が利用・購入できるようになったのは,これこそ飛躍的進歩なのであって,今後はこの傾向をますます国民大衆・庶民一般に定着せしめるよう努力しなければならない。このことの上に,公的年金と私的年金・個人年金が補完・補足そして代行されなければならない(代替はあってはならないところである)。

(1) 本来,年金の財政方式には賦課方式と積立方式との2つがある。公的年金は世代間扶養の原理にたつて,徐々に賦課方式に移行していく(もともとは積立方式であっても,いずれは賦課方式に近くなっていくのが年金発達の原理である)。このほかに公的年金一元化措置などは世代内扶養と

呼ばれたりもするが,これは年金本来の財政原理とは違う原理といってよいであろう。賦課方式は強制加入の年金団体にして採用できる方式である。そしてこれだと給付建年金も可能である。しかし別の積立方式だと,そこでの年金はどうしても掛金建に流れがちである。なおまた私的年金・個人年金,そして半公半私の厚生年金基金年金も積立方式をとらざるをえないであろう。年金総額を事前に拠出される年金保険料の長期集計で,年金団体・年金保険者の自己責任において調達しなければならないのであるから,厳格・完全な積立方式の採用を不可避とする。年金団体の収支・財政の最終責任と最終保証は,その運営担当の保険者にあつて,万一のときの救済措置(国家援助や支払保証制度などによる)などを,過大に期待することはできないのである。だからこそその積立方式の励行である。そして賦課方式の公的年金(それは世代間扶養に通じていく)に加えるに積立方式の厚生年金基金年金をもって,両者の長所を生かし,短所を埋め合つて勤労者の生活保障を達成するのが妥当であろう。

賦課方式——世代間扶養の達成,財政窮迫が乗り切りやすい,保険料の引き上げがなしやすい,年金制度の長期固定化と維持がゆらぐ(負担がゆれ動くから)。

積立方式——年金財政が固定的安定,金利収入が年金を補強する,社会経済の突発事態に対応しにくい,インフレによる資産目減りの被害を受ける。

(12) 今や農業者年金も国家・政府の肩入れで強まってきた。それに地域型と職域型の国民年金基金年金も徐々にではあるが発展しつつある。厚生年金基金年金がハッスルして機能発揮しなければ,サラリーマンは自営・自由業者の老後生活の経済的保障との比較の上でも“浮かぶ瀬”がない。この年金を欠いて全国民規模での“年金をめぐる公平の達成”は成り立ち難くなるであろう。

(にわた・のりあき 慶應義塾大学名誉教授
(経博・商博))